

# 居宅介護支援センターふじ乃里 ご案内

(重要事項説明書)

(令和6年2月1日現在)

## 設置者

社会福祉法人 ふじ乃里

理事長 藤澤賢雄

## 所在地

福井県鯖江市持明寺町14字14番地の1

## 概要

居宅介護支援センターふじ乃里は、介護保険法の理念に基づき利用者がその有する能力に応じ自立した生活を送れるよう、適切な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

## 運営方針

個々人の身体的、内面的な問題点を把握し、在宅における介護の総合的な補助を行う。常に愛情と真心で接し、人間としての生きがいや喜びを提供出来るよう自己啓発に励む。職場内でのコミュニケーションを忘れず、上下及び横のつながりを密にし、問題点は一丸となって取り組む。地域及び社会の情勢に常に気を配り、行政機関、他介護機関、医療機関と連携し、利用者のニーズに応える。

## 介護支援の提供方法

1. 指定居宅介護支援の提供方法は次の通りとする。
  - (1) 相談を受ける場所 事業所又は利用者宅等
  - (2) 使用する課題分析表の種類 MDS-HC方式
  - (3) サービス担当者会議の開催場所 事業所内相談室
  - (4) 介護支援専門員の居宅訪問回数 月1回以上
2. 介護支援専門員は身分を証する書類を携行し、初回訪問時または利用者若しくはその家族から求められたときは、これを提示するものとする。
3. 指定居宅介護支援の提供を求められたときには利用者の被保険者証により被保険者資格と要介護認定等の有無、認定区分と要介護認定等の有効期間を確かめる。
4. 要介護認定等の申請が行われているか確認し、行われていない場合は被保険者の意志も踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。
5. 要介護認定等の更新の申請は、現在の要介護認定等の有効期間が満了する1か月前には行われるよう必要な援助を行う。
6. 要介護認定等を受けた者の居宅介護サービス計画の作成を利用者若しくはその家族の意思を尊重して医療保健サービス・福祉サービス等のサービス事業者と連携し被保険者の承認を得て総合的、効果的に行い、サービス提供の手続を行う。
7. 事業所は、以下のいずれかに該当するような正当な理由がなく業務の提供を拒否してはならない。
  - (イ) 正当な理由とは、当該事業所の現員からは利用申し込みに応じきれない場合。
  - (ロ) 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合。
  - (ハ) 利用申込者が他の指定居宅介護支援事業者にも併せて指定居宅介護支援の依頼を行っていることが明らかな場合等である。

<b>虐待防止</b>	<p>1. 居宅介護支援センターふじ乃里は、ご利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。</p> <p>(1) ご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。</p> <p>(2) 当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。</p> <p>(3) 虐待防止のための研修を定期的実施し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。</p> <p>(4) 次の通り虐待防止責任者を定めます。 役職：管理者 氏名：高橋正樹</p>
<b>秘密保持</b>	<p>1. 居宅介護支援センターふじ乃里の介護支援専門員やその他の職員は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏らしてはならない。またその必要な措置を講ずる。</p> <p>2. 居宅介護支援センターふじ乃里の介護支援専門員やその他の職員は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を、退職した後も漏らしてはならない。またその必要な措置を講ずる。</p>
<b>事業内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要介護認定申請手続きの代行</li> <li>・ 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成</li> <li>・ 医療、サービス提供者との連絡、調整</li> <li>・ 介護保険施設の紹介</li> </ul>
<b>営業日及び時間</b>	月曜日 ～ 金曜日                      午前8時30分 ～ 午後5時30分
<b>利用定員</b>	50名
<b>定休日</b>	土曜日、日曜日、祝日 12月29日 ～ 1月3日
<b>実施地域</b>	福井市・越前市・鯖江市及び丹生郡越前町の全地区。
<b>利用料金</b>	厚生労働大臣が定める基準額によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担はありません。 尚、その他の利用料金として、実施地域以外の地域に居住する方は、送迎距離片道5km以上1回につき、200円をご負担いただきます。
<b>事故発生時の対応</b>	サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに家族、保険者（市町村）、介護支援専門員等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
<b>職員</b>	・ 介護支援専門員 2名（内1名管理者兼務）

苦情処理責任者 理事長 藤澤賢雄  
苦情受付担当者 介護支援専門員 高橋正樹

連絡先 電話 0778・62・0236 (ふじ保育園)  
0778・53・2218 (鯖江市 長寿福祉課)  
0778・34・8710 (越前町 健康保険課)  
0778・22・3784 (越前市 長寿福祉課)  
0776・20・5404 (福井市 地域福祉課)  
0776・57・1614 (福井県 国民健康保険団体連合会)